

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年4月22日(2021.4.22)

【公開番号】特開2019-154561(P2019-154561A)

【公開日】令和1年9月19日(2019.9.19)

【年通号数】公開・登録公報2019-038

【出願番号】特願2018-41769(P2018-41769)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 1 5 Z

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月5日(2021.3.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の条件の成立時に当たりか否かを判定するための判定用情報を記憶可能な記憶手段と、

所定の演出を実行可能な演出実行手段と、を備え、

前記当たりには、第1の当たりと、前記第1の当たりよりも遊技者にとって不利な第2の当たりとがあり、

前記演出実行手段は、

前記記憶手段が記憶している前記判定用情報に応じた数の表示を所定の態様で示し得る保留演出を実行可能であり、

前記保留演出の実行中、前記表示が、前記第2の当たりではないことを示唆する特殊な態様で表示されるときがあることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

請求項1に記載の遊技機であって、

前記保留演出の実行中、前記表示が前記特殊な態様とは異なる通常の態様で表示されているときには、前記表示のうち最新の表示（以下「新規表示」という）が前記特殊な態様で表示される場合には、前記通常の態様で表示されている前記表示の態様が前記特殊な態様に切り替わるべきがあることを特徴とする遊技機。

【請求項3】

請求項2に記載の遊技機であって、

前記保留演出の実行中、前記新規表示が前記特殊な態様で表示されている場合には、前記特殊な態様で前記表示が追加されるときと、前記通常の態様で前記表示が追加されるときがあることを特徴とする遊技機。

【請求項4】

請求項3に記載の遊技機であって、

前記保留演出の実行中、前記第1の当たりと判定される前記判定用情報の前記記憶手段への記憶に基づき前記表示が追加される場合には、当該表示が前記通常の態様で追加される確率よりも前記特殊な態様で追加される確率の方が低いことを特徴とする遊技機。

【請求項5】

請求項 2 に記載の遊技機であって、

前記保留演出の実行中、前記新規表示が前記特殊な態様で表示されている場合には、前記通常の態様で前記表示が追加されることを特徴とする遊技機。

【請求項 6】

請求項 1 から請求項 5 までのいずれか 1 項に記載の遊技機であって、

前記演出実行手段は、

前記特殊な態様で前記表示が示されている前記保留演出の実行中に、そのような保留演出の実行を示唆するための示唆演出を実行可能であることを特徴とする遊技機。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

本発明の遊技機は、

所定の条件の成立時に当たりか否かを判定するための判定用情報を記憶可能な記憶手段と、

所定の演出を実行可能な演出実行手段と、を備え、

前記当たりには、第 1 の当たりと、前記第 1 の当たりよりも遊技者にとって不利な第 2 の当たりとがあり、

前記演出実行手段は、

前記記憶手段が記憶している前記判定用情報に応じた数の表示を所定の態様で示し得る保留演出を実行可能であり、

前記保留演出の実行中、前記表示が、前記第 2 の当たりではないことを示唆する特殊な態様で表示されるときがあることを特徴とする。